第一 総則

一目的

(第一条関係)

この法律は、 国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模災害等(以下単に「大

国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性に鑑み、 事前防災及び減災その他迅速な復

身体及び財産を保護し、

並びに大規模災害等の国民生活及び

規模災害等」という。)から国民の生命、

旧 :復興並びに国際競争力の向上に資する大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり (以

下 国 土強靱化」という。) の推進に関し、 基本理念を定め、 国等の責務を明らかにし、 及び国土強靱

化基本計画 の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、 国土強 靱化推 進

本部を設置すること等により、 国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、 もって公共の福

祉 の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とすること。

一基本理念

(第二条関係

国土強靱化に関する施策の推進は、 東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、 必要な事前防災及び減

災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、 国際

競争力の向上に資することに鑑み、 明確な目標の下に、 大規模災害等からの国民の生命、 身体及び財産

の保護並びに大規模災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状

の評価を行うこと等を通じて、 当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行わ

れなければならないこと。

三 国等の責務

(第三条から第五条まで関係)

玉 地方公共団体並びに事業者及び国民の責務に関する規定を設けること。

四 関係者相互の連携及び協力

(第六条関係)

玉 地方公共団体、 事業者その他の関係者は、二の基本理念の実現を図るため、 相互に連携を図りな

がら協力するよう努めなければならないこと。

五 法制上の措置等

(第七条関係)

政府による法制上、 財政上又は税制上の措置等に関する規定を設けること。

第二 基本方針等

基本方針

(第八条関係)

国土 強靱化は、 次に掲げる基本方針に基づき、 推進されるものとすること。

(1)た被災者への支援体制の整備、 迅速な避難及び人命の救助に資する体制の確保、 防災教育の推進、 地域における防災対策の推進体制の強化等により、 女性、 高齢者、 子ども、 障害者等の視点を重視し

大規模災害等に際して、人命の保護が最大限に図られること。

- (2)等が発生した場合においても当該機能が致命的な障害を受けず、 社会の活動が持続可能なものとなるようにすること。 国家及び社会の重要な機能の代替性の確保、 生活必需物資の安定供給の確保等により、 維持され、 我が国 「の政治、 大規模災害 経済及び
- (3)災害、 により、大規模災害等に起因する国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。 らすことのできる安全な地域づくりの推進、大規模災害等が発生した場合における社会秩序の維持等 地震による建築物の倒壊等の被害に対する対策の推進、 水害等の大規模災害等を防止し、 又は軽減する効果が高く、 公共施設の老朽化への対応、 何人も将来にわたって安心して暮 大規模な地震
- (4) 地域間の連携の強化、 国土の利用の在り方の見直し等により、 大規模災害等が発生した場合におけ

る当該大規模災害等からの迅速な復旧復興に資すること。

一施策の策定及び実施の方針

(第九条関係)

国土強靱化に関する施策は、 次に掲げる方針に従って策定され、及び実施されるものとすること。

- (1) 既存の社会資本の有効活用等により、 施策の実施に要する費用の縮減を図ること。
- (2) 施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- (3) 地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。
- (4)第一 の二の基本理念及び一の基本方針を踏まえ、 実施されるべき施策の重点化を図ること。
- (5) 民間の資金の積極的な活用を図ること。

第三 国土強靱化基本計画等

国土強靱化基本計

画

(第十条から第十二条まで関係)

1 政府は、 国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、 地方公共団体の国土強靱

化に関する施策の実施に関する主体的な取組を尊重しつつ、第二の基本方針等及び国が本来果たすべ

き役割を踏まえ、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化基本計画」

という。)を、 国土強靱化基本計画以外の国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして

定めるものとすること。

- 2 国土強靱化基本計画は、 次に掲げる事項について定めるものとすること。
- (1) 国土強靱化基本計画の対象とする国土強靱化に関する施策の分野
- (2)国土強靱化に関する施策の策定に係る基本的な指針

(3)

(1)及び(2)のほか、

- 3 内閣総理大臣は、 国土強靱化基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならないこと。

国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

4 内閣総理大臣は、 3による閣議の決定があったときは、 遅滞なく、 国土強靱化基本計画を公表しな

ければならないこと。

5 政府は、 国土強靱化に関する施策の実施状況を踏まえ、 必要に応じて、国土強靱化基本計画の見直

しを行い、 必要な変更を加えるものとすること。

6 国土強靱化基本計画以外の国の計画は、 国土強靱化に関しては、国土強靱化基本計画を基本とする

ものとすること。

内閣総理大臣は、 国土強靱化基本計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合にお

7

いては、 関係行政機関の長に対し、必要な勧告をすることができること。

二 国土強靱化地域計画

(第十三条及び第十四条関係)

1 都道府県又は市町村は、 国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道

府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画 (以 下 「国土強

靱化地域計画」という。)を、 国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村

の計 画等の指針となるべきものとして定めることができること。

2 国土強靱化地域計画は、 国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならないこと。

第四 国土強靱化推進本部

一設置及び所掌事務

(第十五条及び第十六条関係)

1 国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、国土強靱化推進本部

「本部」という。)を置くこと。

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどること。

六

- (1) 国土強靱化基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
- (2)関係行政機関が国土強靱化基本計画に基づいて実施する施策の総合調整に関すること。
- (3)(1)及び(2)のほか、 国土強靱化に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関する

کے

二 国土強靱化基本計画の案の作成

1

(第十七条関係)

本部は、 国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模災害等に対する脆弱

性の評価 (以下「脆弱性評価」という。) の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、 その結果

に基づき、 国土強靱化基本計画の案を作成しなければならないこと。

2 本部は、 1の指針を定めたときは、これを公表しなければならないこと。

3 脆弱性評 価は、 国土強靱化基本計画の案に定めようとする国土強靱化に関する施策の分野ごとに行

うものとすること。

4 脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに投入される人材その他の国土強靱化の推進に

必要な資源についても行うものとすること。

八

5 本部は、 国土強靱化基本計画の案を作成しようとするときは、 あらかじめ、 都道府県、 市町村、 学

識経験を有する者及び国土強靱化に関する施策の推進に関し密接な関係を有する者の意見を聴かな

三組織

ければならないこと。

(第十八条から第二十一条まで関係)

1 本部は、 国土強靱化推進本部長、国土強靱化推進副本部長及び国土強靱化推進本部員をもって組織

すること。

2 本部の長は、 国土強靱化推進本部長(以下「本部長」という。)とし、 内閣総理大臣をもって充て

ること。

3 本部に、 国土強靱化推進副本部長 (以下「副本部長」という。)を置き、 内閣官房長官、 国土強靱

化担当大臣及び国土交通大臣をもって充てること。

4 本部に、 国土強靱化推進本部員を置き、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる

こと。

資料の提出その他の協力

兀

(第二十二条関係)

1 本部は、 その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、 関係行政機関、 地方公共団体、

独立行政法人及び地方独立行政法人の長並びに特殊法人の代表者に対して、資料の提出、 意見の表明

説明その他必要な協力を求めることができること。

2

本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、

1の者以外の者に対して

も、必要な協力を依頼することができること。

第五 雑則

| 国土強靱化の推進を担う組織の在り方に関する検討

(第二十六条関係)

政府は、 国土強靱化の推進を担う組織 (本部を除く。) の在り方について、 政府の行政改革の基本方

針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとすること。

二 国民の理解の増進

(第二十七条関係)

国は、 広報活動等を通じて国土強靱化に関する国民の理解を深めるよう努めなければならないこと。

三 諸外国の理解の増進

(第二十八条関係

国は、 国際社会における我が国の利益の増進に資するため、 我が国の国土強靱化に対する諸外国の理

第六 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

(附則関係)

C